

平成15年 5 月30日

株 主 各 位

長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地73

ミネベア株式会社

代表取締役社長 山 本 次 男

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面または電磁的方法により議決権を行使することができますので、後記参考書類をご検討いただき、次頁のご案内に従って、議決権をご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成15年 6 月27日（金曜日）午前 9 時 30分
2. 場 所 長野県北佐久郡御代田町大字御代田4106番地282
アサマサンデーハウス新館 1 階

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 平成15年 3 月31日現在貸借対照表、第57期(平成14年 4 月 1 日から平成15年 3 月 31日まで)営業報告書及び損益計算書の内容報告の件

決 議 事 項

第 1 号議案 第57期利益処分案承認の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」(21頁から27頁まで)に記載のとおりであります。

第 3 号議案 取締役10名選任の件

第 4 号議案 監査役 3 名選任の件

第 5 号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

第 6 号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数

398,146個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第57期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類18頁に記載のとおりであります。

利益処分の方針といたしましては、株主各位への利益還元、企業体質の強化並びに将来の事業展開等を総合的に勘案して行いたいと存じます。

なお、当期の配当金につきましては、1株につき7円とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 当社の事業活動の現状に適応させるため現行定款第2条（目的）の事業目的の一部削除及び号数の一部繰上げを行うものであります。
- (2) 「商法等の一部を改正する法律」（平成14年法律第44号）が平成15年4月1日に施行されたことにより、定款に定めることによって単元未満株式の買増制度の導入及び株主総会の特別決議の定足数の軽減が可能になるなどの改正が行われました。そこで、株主の皆様のご便宜向上のため、変更案第7条（単元未満株式の買増請求）、第14条（決議の方法）第2項を新設して、単元未満株式の買増制度を導入し、また特別決議の確実な成立のために、その定足数を軽減するとともに、現行定款第7条（名義書換代理人）、第8条（株式取扱規則）についても所要の変更、その他条文の整備を行うものであります。
- (3) 株主の皆様のご便宜を勘案し、変更案第11条第2項を新設して、当社本店所在地の他に、本店所在地の隣接地及び東京都区内においても株主総会を開催できるようにするとともに、見出しの変更を行うものであります。
- (4) 執行役員制度の導入により経営体制の改革を実施することに合わせ、取締役の定員を減員することに伴い、現行定款第14条（取締役の定員）の変更を行うものであります。更に現行定款第11条（株主総会の議長）、第16条（代表取締役及び役付取締役）、第17条（取締役の分掌）、第20条（取締役会の議長及び招集）についても所要の変更、その他条文の整備を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示す)

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記に掲げるものの製造販売及び輸出入</p> <p>(1)鋼球及び球入軸受類</p> <p>(2)電気回転機器、制御機器及び減速機器</p> <p>(3)半導体素子、電子応用機器及び精密機器</p> <p>(4)航空機又は飛しょう体搭載用装置、部品及び材料並びに関連機器</p> <p><u>(5)溶接機器</u></p> <p><u>(6)医療機器及び医療用具</u></p> <p><u>(7)電子音響機器</u></p> <p><u>(8)螺子製品及び関連金属製品並びに関連治工具類</u></p> <p><u>(9)普通鋼線、特殊鋼線及び棒鋼</u></p> <p><u>(10)火工品、拳銃及びその他の銃砲</u></p> <p><u>(11)土木用計測機器</u></p> <p><u>(12)家庭用電気製品、電気機械器具、産業用機械器具及びこれに関連する機械器具、車輛用機器及び理化学用機械器具</u></p> <p><u>(13)自動車用車輛及びその他の重要部分品</u></p> <p><u>(14)非鉄金属ダイカスト製品</u></p> <p><u>(15)家具、室内インテリア、美術工芸品及び室内装飾品</u></p> <p><u>(16)駐車装置及びその部品</u></p> <p><u>(17)前記各項記載の製品の製造に必要な機械、機器及び部品</u></p> <p>2. 各種計測に関するコンサルタント業務及び電気工事の請負並びに設計監督</p> <p>3. 熱処理加工及び表面処理加工</p> <p>4. 板金加工及びプレス加工</p> | <p>第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 本会社は、下記の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. 下記に掲げるものの製造販売及び輸出入</p> <p>(1)鋼球及び球入軸受類</p> <p>(2)電気回転機器、制御機器及び減速機器</p> <p>(3)半導体素子、電子応用機器及び精密機器</p> <p>(4)航空機又は飛しょう体搭載用装置、部品及び材料並びに関連機器</p> <p>(削除)</p> <p><u>(5)医療機器及び医療用具</u></p> <p><u>(6)電子音響機器</u></p> <p><u>(7)螺子製品及び関連金属製品並びに関連治工具類</u></p> <p><u>(8)普通鋼線、特殊鋼線及び棒鋼</u></p> <p><u>(9)火工品、拳銃及びその他の銃砲</u></p> <p><u>(10)土木用計測機器</u></p> <p><u>(11)家庭用電気製品、電気機械器具、産業用機械器具及びこれに関連する機械器具、車輛用機器及び理化学用機械器具</u></p> <p><u>(12)自動車用車輛及びその他の重要部分品</u></p> <p><u>(13)非鉄金属ダイカスト製品</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>(14)駐車装置及びその部品</u></p> <p><u>(15)前記各項記載の製品の製造に必要な機械、機器及び部品</u></p> <p>2. 各種計測に関するコンサルタント業務及び電気工事の請負並びに設計監督</p> <p>3. 熱処理加工及び表面処理加工</p> <p>4. 板金加工及びプレス加工</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p data-bbox="106 186 182 241">(新設)</p> <p data-bbox="208 186 391 212">第2章 株 式</p> <p data-bbox="106 527 308 553">(名義書換代理人)</p> <p data-bbox="94 558 505 1054">第7条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。 本会社の株主名簿及び実質株主名簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取請求の取扱その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p data-bbox="106 1071 282 1097">(株式取扱規則)</p> <p data-bbox="94 1101 505 1304">第8条 本会社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱その他の株式に関する諸手続及びその手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p data-bbox="106 1353 208 1379">(基準日)</p> <p data-bbox="94 1383 505 1909">第9条 本会社は、毎決算期日現在における株主名簿記載又は記録の株主（<u>実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、当該決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。本会社は、前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とみなすことがある。</p> | <p data-bbox="643 186 826 212">第2章 株 式</p> <p data-bbox="539 216 847 243">(単元未満株式の買増請求)</p> <p data-bbox="527 247 940 513">第7条 <u>単元未満株式を有する株主（実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。）は、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式数となるべき数の株式を自己に売り渡すべき旨を本会社に請求することができる。</u></p> <p data-bbox="539 527 743 553">(名義書換代理人)</p> <p data-bbox="527 558 940 1028">第8条 本会社は、株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定する。 本会社の株主名簿、<u>実質株主名簿及び株券喪失登録簿</u>は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、本会社においてはこれを取扱わない。</p> <p data-bbox="539 1071 715 1097">(株式取扱規則)</p> <p data-bbox="527 1101 940 1334">第9条 本会社の株券の種類並びに株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増請求の取扱その他の株式に関する諸手続及びその手数料は取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p data-bbox="539 1353 641 1379">(基準日)</p> <p data-bbox="527 1383 940 1821">第10条 本会社は、毎決算期日現在における株主名簿記載又は記録の株主をもって、当該決算期に関する定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とみなす。本会社は、前項のほか必要あるときは、取締役会の決議により予め公告して一定の日現在の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主又は質権者とみなすことがある。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|--|---|
| <p>第3章 株主総会 (株主総会招集の時期) 第10条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。 (新設)</p> <p>(株主総会の議長) 第11条 株主総会は、<u>取締役社長が議長となり、取締役社長に欠員又は事故があるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第12条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 (新設)</p> | <p>第3章 株主総会 (株主総会の開催) 第11条 定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ招集する。 <u>株主総会は、本店所在地もしくはその隣接地、又は東京都区内において開催する。</u></p> <p>(株主総会の議長) 第12条 株主総会は、<u>代表取締役が議長となり、代表取締役が複数あるとき、又は欠員もしくは事故あるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が議長となる。</u></p> <p>(議決権の代理行使) 第13条 (現行どおり)</p> <p>(決議の方法) 第14条 株主総会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってこれを決する。 <u>商法第343条に定める株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを決する。</u></p> |
| <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定員) 第14条 本会社の取締役は<u>35名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任) 第15条 現行どおり</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第16条 代表取締役は取締役会の決議をもって定める。取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長、<u>取締役社長各1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名</u>を置くことができる。</p> | <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の定員) 第15条 本会社の取締役は<u>10名以内</u>とする。</p> <p>(取締役の選任) 第16条 現行どおり</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第17条 代表取締役は取締役会の決議をもって定める。取締役会の決議をもって取締役会長、取締役副会長各1名を置くことができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---|---|
| <p>(取締役の分掌) <u>第17条</u> 取締役会長は、業務の大綱を総攬し、取締役副会長は取締役会長を補佐する。<u>取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統轄する。取締役副社長、専務取締役及び常務取締役は、取締役社長を補佐して会社の日常業務を処理する。</u> 取締役会長に事故があるときは、取締役副会長が代行し、<u>業務の大綱を総攬する。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が代行し、会社業務の全般を統轄する。</u></p> | <p>(取締役の分掌) <u>第18条</u> 取締役会長は、業務の大綱を総攬し、取締役副会長は取締役会長を補佐する。<u>代表取締役は、会社を代表し、会社業務全般の執行状況を監督する。</u> 取締役会長に事故があるときは、取締役副会長が代行する。<u>代表取締役に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が代行する。</u></p> |
| <p>(取締役の任期) 第18条 現行どおり</p> | <p>(取締役の任期) 第19条 現行どおり</p> |
| <p>(取締役の報酬) 第19条 現行どおり</p> | <p>(取締役の報酬) 第20条 現行どおり</p> |
| <p>(取締役会の議長及び招集) <u>第20条</u> 取締役会は、<u>取締役社長がこれを招集し議長となる。取締役社長に欠員又は事故があるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が招集し議長となる。</u> 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発する。但し、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</p> | <p>(取締役会の議長及び招集) <u>第21条</u> 取締役会は、<u>代表取締役がこれを招集し議長となる。代表取締役が複数あるとき、又は欠員もしくは事故あるときは、予め取締役会において定めた順序に従い他の取締役が招集し議長となる。</u> 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し会日より3日前に発する。但し、緊急を要する場合は、さらにこの期間を短縮することができる。</p> |
| <p>(取締役会の決議方法) 第21条 現行どおり</p> | <p>(取締役会の決議方法) 第22条 現行どおり</p> |
| <p>(相談役及び顧問) 第22条 現行どおり</p> | <p>(相談役及び顧問) 第23条 現行どおり</p> |
| <p>(取締役会規則) 第23条 現行どおり</p> | <p>(取締役会規則) 第24条 現行どおり</p> |
| <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第24条 現行どおり</p> | <p>第5章 監査役及び監査役会 (監査役の定員) 第25条 現行どおり</p> |
| <p>(監査役の選任) 第25条 現行どおり</p> | <p>(監査役の選任) 第26条 現行どおり</p> |
| <p>(監査役の任期) 第26条 現行どおり</p> | <p>(監査役の任期) 第27条 現行どおり</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案 |
|---------------------------------------|---------------------------------------|
| (監査役の報酬) 第27条 現行どおり | (監査役の報酬) 第28条 現行どおり |
| (常勤監査役) 第28条 現行どおり | (常勤監査役) 第29条 現行どおり |
| (監査役会の招集) 第29条 現行どおり | (監査役会の招集) 第30条 現行どおり |
| (監査役会の決議方法) 第30条 現行どおり | (監査役会の決議方法) 第31条 現行どおり |
| (監査役会規則) 第31条 現行どおり | (監査役会規則) 第32条 現行どおり |
| 第6章 計 算 (営業年度及び決算期日) 第32条 現行どおり | 第6章 計 算 (営業年度及び決算期日) 第33条 現行どおり |
| (利益配当金) 第33条 現行どおり | (利益配当金) 第34条 現行どおり |

第 3 号議案 取締役10名選任の件

取締役全員（25名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、新たに取締役の選任をお願いするものであります。

当社は、厳しい経営環境に対応して、取締役会の機能強化を図るとともに、執行役員制度を新たに導入して、意思決定・監督機能と業務執行機能の分担を明確にし、業務執行体制の強化を推し進め、企業経営の活性化を図ってまいりたいと存じます。上記の趣旨に基づき、取締役会においてより活発な議論のもとに的確な意思決定ができるよう取締役数を25名から10名に減員したいと存じます。

つきましては、取締役10名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏 名 (生年月日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する 当社の株 式 の 数 |
|-------|------------------------------|--|-----------------------|
| 1 | 山 本 次 男 (昭和10年 3月12日生) | 昭和39年12月 当社入社 昭和52年1月 当社国内営業部長 昭和58年12月 当社取締役 平成5年12月 当社常務取締役 平成6年12月 当社日本・アジア地域営業本部長 平成10年6月 当社専務取締役 平成11年6月 当社代表取締役社長 (現) | 21,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する 当社の株 式の数 |
|-------|------------------------------|---|---------------------|
| 2 | 貝 沼 由 久 (昭和31年 2月6日生) | 昭和58年4月 第二東京弁護士会弁 護士登録 昭和63年11月 米国ニューヨーク州 司法試験合格 昭和63年12月 当社取締役法務担当 平成2年10月 (株)啓愛社エヌ・エ ム・ビー〔現社名 (株)啓愛社〕代表取締 役専務 平成4年12月 当社常務取締役業務 本部副本部長 平成6年12月 当社専務取締役(現) 当社欧米地域営業本 部長兼業務本部副本 部長 平成7年7月 当社業務本部長 平成11年8月 当社東京事務管理部 門会議構成員並びに 人事総務、物流及び 資材の各担当(現) 平成13年6月 (株)啓愛社取締役(現) 平成13年10月 当社業務改革委員会 委員(現) | 7,000株 |
| 3 | 山 岸 孝 行 (昭和13年 5月14日生) | 昭和37年3月 当社入社 昭和63年3月 当社電子事業部副事 業部長 昭和63年12月 当社取締役 平成4年12月 当社常務取締役 平成6年12月 当社専務取締役第二 製造本部長 平成7年12月 当社開発技術センタ ー統括 ミネベアエレクトロ ニクス(株)代表取締役 社長(現) 平成9年4月 当社浜松製作所長 平成13年4月 当社R&D本部担当 平成13年10月 当社業務改革委員会 委員(現) 平成15年4月 当社専務取締役技術 本部長(現) | 15,885株 |
| 4 | 小 原 陸 郎 (昭和23年 9月23日生) | 昭和47年12月 当社入社 昭和61年7月 当社製造部門総括副 担当 昭和61年12月 当社取締役 平成4年3月 当社軽井沢製作所長 (現) 平成5年12月 当社精密モーター事 業部長 平成6年12月 当社常務取締役 当社第一製造本部長 平成10年6月 当社専務取締役(現) 平成11年8月 当社軽井沢製作所ペ アリング製造部門長 平成13年4月 当社R&D本部担当 平成13年10月 当社業務改革委員会 委員(現) 平成15年4月 当社製造本部長(現) | 7,588株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する 当社の株 式の数 |
|-------|----------------------------|---|---------------------|
| 5 | 水上龍介 (昭和15年 12月31日生) | 昭和42年6月 当社入社 昭和58年11月 当社企画部長 昭和61年12月 当社取締役 平成4年12月 当社企画部長兼企画部広報室長 平成6年12月 当社常務取締役 平成8年7月 当社環境管理担当(現) 平成11年8月 当社東京事務管理部門会議構成員並びに総合企画、経営管理及び情報システムの各担当(現) 当社総合企画部長兼総合企画部広報室長 平成12年10月 当社専務取締役(現) 平成13年4月 当社R&D本部担当 平成13年10月 当社業務改革委員会委員(現) | 22,000株 |
| 6 | 瀬ノ上 顕治 (昭和16年 8月1日生) | 昭和42年6月 当社入社 昭和61年7月 当社資金管理事業部長兼資金調達部長 昭和61年12月 当社取締役 平成4年12月 当社経理財務本部海外財務担当 平成6年12月 当社常務取締役 平成11年8月 当社東京事務管理部門会議構成員(現) 当社経営戦略室担当兼経営戦略室長 平成13年4月 当社経営戦略担当(現) 平成13年6月 当社専務取締役(現) 平成13年10月 当社業務改革委員会委員(現) | 46,000株 |
| 7 | 竹中東聖 (昭和16年 2月27日生) | 平成9年6月 住友信託銀行(株)取締役副社長 平成10年6月 住友信託証券(株)代表取締役社長 平成11年10月 当社顧問 平成13年2月 当社アジア地域総支配人(現) 平成13年6月 当社専務取締役(現) | 8,000株 |
| 8 | 道正光一 (昭和24年 11月4日生) | 昭和48年3月 当社入社 平成元年8月 NMB-MINEBEA-GmbH 社長 平成元年12月 当社取締役 平成4年12月 当社欧州地域総支配人(現) 平成11年4月 当社常務取締役(現) 平成11年8月 当社営業本部長兼欧米地域統括営業部長(現) 平成13年4月 当社R&D本部担当 平成13年10月 当社業務改革委員会委員(現) | 8,000株 |

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する 当社の株 式の数 |
|-------|------------------------------------|--|---------------------|
| 9 | 松岡 敦 (昭和5年 7月13日生) | 昭和42年11月 当社取締役(現) 平成元年6月 (株)啓愛社エヌ・エム・ビー〔現社名(株)啓愛社〕代表取締役社長(現) | 166,765株 |
| 10 | チャンチャイ・リータヴォン (昭和2年 12月18日生) | 昭和48年10月 タイ国商業大臣 昭和54年5月 タイ国大蔵副大臣 昭和57年10月 同国首相府投資委員会事務局局長 昭和59年3月 アジアカレジット(株)会長(現) 平成2年12月 当社取締役(現) | 0株 |

- (注) 1. 松岡敦及びチャンチャイ・リータヴォンの両氏は商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の候補者であります。
2. 当社は、(株)啓愛社より原材料等の購入及び固定資産のリース等の取引をしております。

第4号議案 監査役3名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役森 慎一、天野義紀及び内田稔朗の3氏が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び他の会社の代表状況 | 所有する 当社の株式 の数 |
|-------|---------------------------|---|---------------------|
| 1 | 森 慎一 (昭和14年 9月29日生) | 昭和37年3月 当社入社 昭和63年3月 当社軽井沢製作所第三製造部長 平成4年10月 当社同製作所メカ・アッシー製造部長 平成9年6月 当社常勤監査役(現) | 1,000株 |
| 2 | 天野義紀 (昭和15年 6月10日生) | 昭和40年3月 当社入社 昭和56年1月 (株)エヌ・エム・ビー 東京販売部次長 昭和58年7月 同社モーター営業推進部次長 平成2年4月 当社静岡事務所業務部長 平成3年3月 (株)啓愛社エヌ・エム・ビー〔現社名(株)啓愛社〕ペアリング営業本部市場開発部部長 平成6年1月 同社営業業務部参事 平成10年7月 同社業務部参事 平成12年6月 当社常勤監査役(現) | 1,000株 |
| 3 | 平出 功 (昭和17年 3月10日生) | 平成8年7月 関東信越国税局調査察部調査管理課長 平成10年7月 同局同部次長 平成11年7月 宇都宮税務署長 平成12年12月 当社税務顧問(現) | 1,000株 |

(注) 平出功氏は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

第5号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰 労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって退任されます取締役三枝正人、竹内留四郎及び監査役内田稔朗の各氏、並びに執行役員制度の導入にあたり本定時株主総会終結の時をもって退任し執行役員となる取締役山口 喬、丸田富弘、沢村貞夫、平尾明洋、大木貞彦、仲 卓也、清水征夫、山中雅義、眞瀬俊二、加藤木洋治、藤澤進、長田政光、岡宮秋雄の各氏に対し、当社所定の基準による相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名 | 略 歴 |
|---------|---|
| 三 枝 正 人 | 平成2年12月 当社常務取締役経理財務 副本部長 平成4年12月 当社経理財務本部長 平成6年12月 当社専務取締役（現）企 画管理本部長 平成7年7月 当社家具事業担当 平成13年8月 当社東京事務管理部門会 議構成員並びに事務全般 （現） 平成13年10月 当社業務改革委員会委員 長（現） |
| 山 口 喬 | 平成4年12月 当社取締役経理財務本部 副本部長 平成5年9月 当社資金部長 平成6年12月 当社常務取締役（現）経 理財務本部長 平成11年8月 当社東京事務管理部門会 議構成員並びに資金担当 （現） 平成13年10月 当社業務改革委員会委員 （現） |
| 丸 田 富 弘 | 平成3年12月 当社取締役軽井沢製作所 第一製造部長 平成4年10月 当社軽井沢製作所ベアリ ング製造部門長兼ロッド エンド製造部長 平成8年4月 当社同製作所ロッドエン ド製造部担当兼藤沢製作 所担当 平成9年6月 当社藤沢製作所長（現） 平成10年6月 当社常務取締役（現） |

| 氏 名 | 略 | 歴 |
|---------|---|--|
| 沢 村 貞 夫 | 昭和61年12月 平成元年6月 平成4年7月 平成11年8月 平成13年10月 | 当社取締役（現）システム部長 当社浜松プロジェクトシステム推進担当 当社システム部長 当社情報システム部長（現） 当社業務改革委員会事務局（現） |
| 平 尾 明 洋 | 昭和61年12月 平成2年1月 平成9年6月 平成11年8月 | 当社取締役（現）東京螺子製作所技術部長兼技術管理室長（現） 当社開発技術センター所長 当社大森製作所所長（現） 当社技術管理室担当（現） |
| 大 木 貞 彦 | 昭和61年12月 平成11年8月 平成12年10月 | 当社取締役経理部長（現） 当社経理担当（現） 当社内部監査室長（現） |
| 仲 卓 也 | 平成4年12月 平成11年1月 平成11年8月 平成13年4月 | 当社取締役法務部長（現） 当社法務部特許等管理室長（現） 当社法務担当（現） 当社R&D本部担当 |
| 清 水 征 夫 | 平成5年12月 平成11年8月 | 当社取締役（現） 当社営業本部副本部長（日本・アジア地域担当）兼日本・アジア地域統轄営業部長（現） |
| 山 中 雅 義 | 平成5年12月 | 当社取締役北南米地域総支配人（現） |
| 眞 瀬 俊 二 | 平成5年12月 平成11年8月 平成13年10月 | 当社取締役（現）総務部長 当社人事総務部長兼東京事務管理部門会議事務局長（現） 当社業務改革委員会事務局（現） |
| 加藤木 洋 治 | 平成5年12月 平成11年8月 平成13年4月 平成13年10月 | 当社取締役（現）管理部長 当社経営管理部長 当社経営管理担当（現） 当社業務改革委員会事務局（現） |
| 藤 澤 進 | 平成10年6月 平成13年2月 | 当社取締役（現）アジア地域総支配人 当社中国支配人（現） |
| 長 田 政 光 | 平成13年2月 | 当社取締役メカトロニクス事業部長（現） |

| 氏 名 | 略 歴 |
|---------|---|
| 岡 宮 秋 雄 | 平成13年6月 当社取締役軽井沢製作所 R&Dセンター長（現） 平成14年3月 当社ケミカルインテグ レーション・ラボ担当部長 （現） |
| 竹 内 留四郎 | 昭和63年12月 当社取締役（現） |
| 内 田 稔 朗 | 平成9年6月 当社監査役（現） |

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、昭和56年12月25日開催の第35回定時株主総会において、月額4,100万円以内とご承認をいただき、今日に至っておりますが、執行役員制度の導入に伴い取締役数を減員することになりますので、第2号議案における取締役の員数に関する定款の規定の変更が原案どおり承認可決されることを条件として、これを月額2,500万円以内と改定することをご承認願いたいと存じます。

なお、第2号議案が承認可決されますと取締役の定員は10名になります。

以 上

